

早稲田大学 大学院法学研究科
2018年度 修士課程入学試験問題(国内受験)
【専修科目】

公法学専攻	行政法
-------	-----

下記の4つの問題（〔1〕～〔4〕）から1題を選択して答えなさい。解答を始めるに当たり、選択した問題の番号を（例えば、〔1〕なら、〔1〕と）明記すること。

〔1〕 専門技術的裁量の統制が論じられてきている。専門技術的裁量と呼ばれる行政裁量はどのような事項について認められうるか、その具体例を挙げた上で、その統制の法理論について、学説及び判例に言及しつつ、論じなさい。

〔2〕 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める取消訴訟における「違法」と、国家賠償法（昭和22年法律第125号）1条に基づく公権力の行使に基づく損害賠償訴訟における「違法」との異同について、学説及び判例に言及しつつ、論じなさい。

〔3〕 現行法における給与所得者の必要経費控除について最高裁判決を踏まえつつ論じなさい。

〔4〕 租税法の法源と通達の関係について論じなさい。

以 上

答案の書き方（横書）/ 縦書）

六法全書の使用を（認める）/ 認めない）